

## 第5章 目標の設定

この計画の基本理念等を踏まえ、国の示す基本指針や市町村障害福祉計画における成果目標の設定状況等も考慮して、平成29年度を目標年度として、次のとおり目標を設定し、その達成に向けて、必要な基盤整備や施策等を講じていきます。

### 1 成果目標

障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針の中で、国全体で達成すべき数値目標を成果目標として設定しているため、県の第4期計画では、次の(1)～(4)の成果目標について、国の目標値を県の目標値としています。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域移行に関する障害のある人のニーズ等を踏まえ、現在、福祉施設入所している人のうち、平成29年度末までに、グループホーム、一般住宅等の地域生活に移行する人の目標値を次のとおりとします。

ただし、この目標の推進に当たっては、あくまでも居住の場の選択は、障害のある人の意向が基本であり、福祉施設への入所が必要とされる人には必要な入所サービスが提供されるべきであることに留意します。

#### 【成果目標】

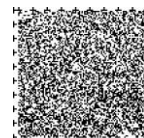
- 1 平成25年度末時点福祉施設入所者(2,309人)の12%以上が、地域生活に移行することを目指します。(平成29年度末まで)
- 2 福祉施設への入所者数を平成25年度末時点の入所者数から4%以上減らすことを基本とします。(平成29年度末まで)

#### <入所施設から地域生活への移行者数(目標値)>

項目	数値	考え方
基準年の入所者数 (A)	2,309人	平成26年3月31日時点の福祉施設入所者数
目標年度入所者数 (B)	2,148人	平成29年度末時点の利用人数の見込み
減少見込み(A-B)	161人(7.0%)	差引減少見込み数
減少目標数	93人(4%)以上	(国目標:4%以上)
地域生活移行者数	278人(12%)以上	施設入所の地域移行者数(国目標:12%以上)

※平成29年度末時点の施設入所者数については、施設入所支援サービスの見込量(各市町村からの数字を集計)を基に、地域の実情等を勘案して設定しました。

※ここでいう福祉施設とは、障害者支援施設を指します。



## (2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

地域移行に関するニーズ等を踏まえ、精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消を更に進めていくため、入院中の精神障害のある人の退院に係る目標値を次のとおりとします。

### 【成果目標】

- 1 平成29年度における入院後3か月時点の退院率は、平成24年調査時の64%を維持することを目指します。
- 2 平成29年度における入院後1年時点の退院率を、平成24年調査時の90%から91%へ引き上げることを目指します。
- 3 平成29年6月末時点での入院期間1年以上の長期入院者数を、平成24年調査時の2,777人から18%以上減らすことを目指します。

### <入院後3か月時点での退院率（目標値）>

項目	数値	考え方
平成24年調査時（A）	64%	平成23年6月～平成24年5月の1年間の実績
平成29年度目標（B）	64%	平成28年6月～平成29年5月の1年間の目標 （国指標：64%）
増加見込み（B/A-1）	現状維持	増加率

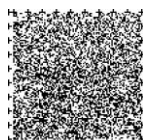
※平成29年度の目標設定に当たっては、平成24年6月調査時において、既に国の指標64%と同率であることから、現状の64%を維持することを目指します。

### <入院後1年時点の退院率（目標値）>

項目	数値	考え方
平成24年調査時（A）	90%	平成23年6月～平成24年5月の1年間の実績
平成29年度目標（B）	91%	平成28年6月～平成29年5月の1年間の目標 （国指標：91%）
増加見込み（B/A-1）	1.1%	増加率

### <入院期間1年以上の長期入院患者数（目標値）>

項目	数値	考え方
平成24年調査時（A）	2,777人	平成24年6月末時点
平成29年度目標（B）	平成24年6月末時点 から500人以上減少	平成29年6月末時点
減少見込み（B/A-1）	18%以上	減少率（国指標：18%以上）



### (3) 障害のある人の地域生活の支援（地域生活支援拠点等の整備）

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、グループホーム又は障害者支援施設に、次の機能を付加した拠点の整備を図っていきます。

- ① 相談（地域移行、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③ 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ④ 専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して、有機的な連携の下に、障害のある人に対する上記の支援を確保する体制（面的な体制）についても、拠点と併せて整備を図っていきます。

拠点及び面的な体制を含め、拠点等の整備の目標を、次のとおりとします。

#### 【成果目標】

障害のある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することを目指します。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ① 福祉施設から一般就労への移行の促進

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度に一般就労に移行する人の数に関する目標値を次のとおりとします。

#### 【成果目標】

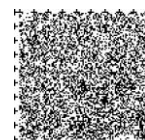
平成29年度中に、福祉施設利用者のうち一般就労へ移行する人の数を平成24年度の移行実績（99人）の2倍（198人）とすることを目指します。

#### ＜福祉施設から一般就労への移行者数（目標値）＞

項目	数値	考え方
基準年の移行実績	99人（A）	平成24年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標年度の年間一般就労移行者数	198人 （Aの2倍）	平成29年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数 （国目標：2倍以上）

※一般就労に移行する人とは、一般企業に就職する人（パート就労等を含む。）、在宅就労する人及び自ら起業する人等を指します。

※ここでいう福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）の各障害福祉サービスを提供する事業所を指します。



## ② 就労移行支援事業の利用促進

就労移行支援事業の利用者数に関する目標値を次のとおりとします。

### 【成果目標】

平成29年度末における就労移行支援事業利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指します。また、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

### ＜就労移行支援事業の利用者数（目標値）＞

項目	数値	考え方
基準年の利用者数	190人 (A)	平成25年度末において就労移行支援事業を利用する人の数
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	304人 (Aの1.6倍)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する人の数（国目標：6割以上増加）
目標年度の事業者数割合	50%	平成29年度において就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業者の割合（国目標：5割以上）

（参考）

※就労移行支援事業とは、3ページに記載のとおり、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行うものです。

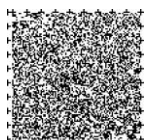
※就労継続支援事業とは、一般企業等で働くことが困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスです。

※このうち、就労継続支援（A型）事業は、事業所内において継続的に就労することが可能な65歳未満の障害のある人に、雇用契約に基づく働く場を提供するものです。

※また、就労継続支援（B型）事業は、一般企業や就労継続支援（A型）事業での就労経験があつて、年齢や体力の面で就労が困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが、一般企業等又は就労継続支援（A型）事業の雇用に結びつかなかった人などに、雇用契約に基づかない働く場を提供するものです。

## 2 活動指標

活動指標とは、国全体で達成すべき数値目標の形として設定はしませんが、県において、基本指針で定める基本理念等を踏まえ、障害福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標を達成するために必要となるサービス提供量の見込みを設定するものです。労働施策に関する活動指標を次のとおりとします。



(福祉施設から一般就労への移行等)

<労働施策に関する活動指標>

項目	数値	考え方
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	198人	平成29年度において就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込み(注1)
公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援	150人	平成29年度において福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所(ハローワーク)におけるチーム支援件数の見込み(注2)
障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者	10人	平成29年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者委託訓練の受講者の見込み
障害者トライアル雇用事業の開始者	10人	平成29年度において福祉施設から一般就労する人のうち、障害者トライアル雇用事業の開始者数の見込み
職場適応援助者による支援	20人	平成29年度において福祉施設から一般就労する人のうち、職場適応援助者支援の利用者数の見込み
障害者就業・生活支援センター事業の支援	40人	平成29年度において福祉施設から一般就労へ移行する人のうち、障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数の見込み

(参考)

●委託訓練事業

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、障害のある人の能力、適正及び地域の雇用ニーズに対応した委託訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより障害のある人の就職の促進に資する。

●障害者トライアル雇用事業

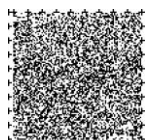
障害のある人を、短期のトライアル雇用の形で受け入れることにより、事業主が障害のある人を雇用するきっかけをつくり、一般雇用への移行の促進を目指す。

●職場適応援助者

障害のある人、事業者及び当事者の家族に対して、職場適応援助者(ジョブコーチ)が、障害のある人が職場に適応するためのきめ細かな支援を実施する。

注1:平成29年度における福祉施設利用者から一般就労への移行見込者数(198人)の全員が、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所から移行するものと見込みました。

注2:第3期計画における実績数値(24ページ参照)の概ね2倍の数値(10人以上)を指標として設定しました(以下の指標についても同じ)。



### 3 その他の目標

#### ① 工賃の向上

就労継続支援（B型）事業所における工賃（平成 25 年度：県内平均工賃月額 12,126 円）について、岡山県セルフセンターを介した共同受注や販路拡大、障害優先調達の推進及び各種研修会の開催などを通じて、「岡山県障害のある人の自立に向けた所得向上計画」で定める目標工賃まで、工賃水準を向上させていくことを目指します。

#### ② 障害者雇用の取組の推進

障害者雇用促進法に基づく障害者法定雇用率（2.0%）未達成の企業への働きかけ等を行い、更に実雇用率を引き上げていくことを目指します。

※平成 26 年度 6 月 1 日現在の県内民間企業の実雇用率：2.16%（全国平均：1.82%）

#### ③ 特別支援学校高等部卒業者の就職率の向上

特別支援学校高等部卒業者の就職率（平成 24 年度：38.0%、平成 25 年度 37.1%）を進路指導の充実等を通じて、更に引き上げていくことを目指します。

※全国平均（平成 25 年度）：28.4%

